

食品衛生法による残留農薬に関する安全確保

厚生労働省医薬食品局食品安全部

基準審査課 ^{あつ}渥 ^み美
監視安全課 ^{まつ}松 ^{もと}本 ^る留 ^{あや}彩 ^み美

はじめに

食品の安全性を確保し、国民の健康の保護を図るため、2003年5月、食品衛生法が改正された。農薬の分野については、残留農薬等に係る規格基準の見直し、監視・検査体制の強化等が盛り込まれ、本年度もそれらの着実な施行に努めることとしている。

I 残留農薬対策について

1 残留農薬基準の設定および見直しについて

残留農薬基準は、食品による衛生上の危害の発生を防止するために定める基準であり、この基準を超える農薬の残留がある食品は、国内品、輸入品を問わず流通が禁止される。2004年3月現在、食品衛生法（以下「法」という）に基づき、240農薬について農産物中の残留農薬基準が設定されている。ただし、2004年2月25日に公布されたエチクロゼート等15農薬に係る基準設定および改正については、半年後の施行である（表-1、2）。また、これらの試験法については、「食品、添加物等の規格基準の一部改正に係る食品中の残留農薬等試験法について」（平成16年2月25日食安発第0225002号）で定めている。

残留農薬基準の設定および見直しについては、1998年8月7日の食品衛生調査会（当時）から厚生大臣（当時）あて提示された「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」の中で、幼小児等の集団ごとの摂食パターンや作物残留試験等の結果に基づく科学的な暴露量試算方式（日本型推定一日摂取量方式）の採用、残留基準値の定期的な見直し等が提言されており、これらの手法により基準値の設定および見直しを行っているところである。なお、新たに登録申請される農薬については、農林水産省と連携を図ることにより、登録と同時に残留基準を設定することとしている（図-1）。

2 残留農薬規制の強化（ポジティブリスト制の導入）

2003年5月30日に公布された食品衛生法の改正によ

り、食品中の残留農薬等（動物用医薬品および飼料添加物を含む）について、いわゆるポジティブリスト制を遅くとも3年程度を目途に導入することとしている。

これまで、食品中の残留農薬等については、法第7条に基づく規格基準を設定することにより、その安全性確保を図ってきたところであるが、農産物に使用される農薬等については、

① 残留基準が設定されていない数多くの農薬等が、国内外で使用されていること

② 今後とも新たな農薬等が開発されることから、食品に残留する農薬等の安全性確保をより積極的に進めるため、これまでの基準設定と並行して暫定的な基準の設定を行い、国内外で使用される農薬等について残留基準の整備を図ったうえで、基準未設定の農薬等についてはその残留を原則禁止する、いわゆるポジティブリスト制へ変更することとしたものである。

このポジティブリスト制の導入に際し、基準未設定の農薬等について国際基準等を参考に暫定基準を設定することとしており、2003年10月28日に農薬等647品目について暫定基準案（第1次案）を示し、2004年1月27日まで広く意見を募集したところである。これに併せ、2003年度から地方公共団体関係者による協力を得て、食品中に残留する農薬等の分析法の開発を実施しているところである。

また、残留基準が設定されていない農薬については、一切含んではならないということとはせず、農薬の成分である物質が一般に「人の健康を損なうおそれがないと認められる量」として一定の値を定めることとした。この一定の値についても、諸外国における取扱いも参考としながら、今後、審議会の意見を聴いて具体的に設定していくこととしている。

さらに、ポジティブリスト制の導入に伴い、国外で使用が認められている農薬等であって、我が国への輸出が想定される農畜産物に使用される場合、貿易上の支障が生じることが予想される。したがって、これを未然に防ぐために「国内外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日食安発第0205001号）において農薬等の残留基準設定および改正に係る手続きを定めている。

Safety Assurance of Pesticide Residues based on the Food Sanitation Law. By Aya ATSUMI and Rumi MATSUMOTO

（キーワード：食品衛生法、残留農薬、命令検査、モニタリング検査）

表-1 新規 11 農薬に係る残留基準

エチクロゼート		ファモキサドン (つづき)		フルアジナム (つづき)	
農産物名	基準値 ppm	農産物名	基準値 ppm	農産物名	基準値 ppm
メロン類果実	◎ 5	ぶどう	◎ 2	かぶ類の葉	◎ 0.1
みかん	◎ 5			はくさい	◎ 0.1
なつみかんの果実全体	◎ 5			キャベツ	◎ 0.1
レモン	◎ 5	フェノキサニル		芽キャベツ	◎ 0.1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む)	◎ 5	農産物名	基準値 ppm	カリフラワー	◎ 0.1
グレープフルーツ	◎ 5			ブロッコリー	◎ 0.1
ライム	◎ 5	米 (玄米をいう)	◎ 1	上記以外のあぶらな科野菜	◎ 0.1
上記以外のかんきつ類果実	◎ 5			ごぼう	◎ 0.05
かき	◎ 5			レタス (サラダ菜およびちしゃを含む)	◎ 0.1
		フェノキサプロップエチル		たまねぎ	◎ 0.1
オキサジクロメホン		農産物名	基準値 ppm	ねぎ (リーキを含む)	◎ 0.1
農産物名	基準値 ppm			アスパラガス	◎ 0.1
米 (玄米をいう)	◎ 0.1	米 (玄米をいう)	◎ 0.05	上記以外のゆり科野菜	◎ 0.1
		小麦	◎ 0.1	みかん	◎ 0.5
ジクロシメット		大麦	◎ 0.1	なつみかんの果実全体	◎ 5
農産物名	基準値 ppm	ライ麦	◎ 0.01	レモン	◎ 5
		そば	◎ 0.1	オレンジ (ネーブルオレンジを含む)	◎ 5
米 (玄米をいう)	◎ 0.5	上記以外の穀類	◎ 0.01	グレープフルーツ	◎ 5
		大豆	◎ 0.1	ライム	◎ 5
テブラロキシジム		小豆類 (いんげん, ささげを含む)※	◎ 0.1	上記以外のかんきつ類果実	◎ 5
農産物名	基準値 ppm	らっかせい	◎ 0.05	りんご	◎ 0.5
		上記以外の豆類	◎ 0.01	日本なし	◎ 0.5
大豆	◎ 6	ばれいしょ	◎ 0.1	西洋なし	◎ 0.5
小豆類 (いんげん, ささげを含む)※	◎ 0.2	かんしょ	◎ 0.1	びわ	◎ 0.5
やまいも (長いものをいう)	◎ 0.2	てんさい	◎ 0.1	もも	◎ 0.5
てんさい	◎ 0.2	キャベツ	◎ 0.1	うめ	◎ 0.5
たまねぎ	◎ 0.5	カリフラワー	◎ 0.1	おうとう (チェリーを含む)	◎ 0.5
にんじん	◎ 0.2	ブロッコリー	◎ 0.1	ぶどう	◎ 0.5
えだまめ	◎ 1	たまねぎ	◎ 0.1	かき	◎ 0.5
綿実	◎ 0.2	アスパラガス	◎ 0.1	キウイ	◎ 0.5
なたね	◎ 0.5	にんじん	◎ 0.1	パイナップル	◎ 0.5
		未成熟いんげん	◎ 0.1	茶	◎ 5
トリネキサバックエチル		えだまめ	◎ 0.1		
農産物名	基準値 ppm	いちご	◎ 0.1	フルミオキサジン	
		ひまわりの種子	◎ 0.1	農産物名	基準値 ppm
米 (玄米をいう)	◎ 0.5	綿実	◎ 0.05		
		なたね	◎ 0.1	大豆	◎ 0.02
ファモキサドン		上記以外のオイルシード	◎ 0.1	らっかせい	◎ 0.02
農産物名	基準値 ppm			みかん	◎ 0.1
		フェントラザミド		なつみかんの果実全体	◎ 0.1
大豆	◎ 0.2	農産物名	基準値 ppm	レモン	◎ 0.1
ばれいしょ	◎ 0.1			オレンジ (ネーブルオレンジを含む)	◎ 0.1
はくさい	◎ 1	米 (玄米をいう)	◎ 0.1	グレープフルーツ	◎ 0.1
たまねぎ	◎ 0.5			ライム	◎ 0.1
トマト	◎ 2	フルアジナム		上記以外のかんきつ類果実	◎ 0.1
きゅうり (ガーキンを含む)	◎ 2	農産物名	基準値 ppm	りんご	◎ 0.1
すいか	◎ 0.1			日本なし	◎ 0.1
メロン類果実	◎ 0.1	小麦	◎ 0.1	西洋なし	◎ 0.1
		小豆類 (いんげん, ささげを含む)※	◎ 0.1	ぶどう	◎ 0.1
		ばれいしょ	◎ 0.1		
		やまいも (長いものをいう)	◎ 0.05		
		てんさい	◎ 0.5		
		かぶ類の根	◎ 0.05		

表-2 見直し4農薬に係る残留基準

EPN		クロルピリホス (つづき)		クロルピリホス (つづき)	
農産物名	基準値 ppm	農産物名	基準値 ppm	農産物名	基準値 ppm
米 (玄米をいう)	0.1	アーティチョーク	○ 1	いちご	● 0.2
小麦	● 0.2	チコリ	0.01	ラズベリー	0.2
キャベツ	0.1	エンダイブ	0.01	ブラックベリー	○ 1
カリフラワー	0.1	しゅんぎく	0.01	ブルーベリー	● 1
ブロッコリー	0.1	レタス (サラダ菜およびちしゃを 含む)	0.1	クランベリー	1.0
ねぎ (リーキを含む)	● 0.1	上記以外のきく科野菜	0.01	ハックルベリー	● 0.01
トマト	0.1	たまねぎ	0.05	上記以外のベリー類果実	○ 1
ピーマン	0.1	ねぎ (リーキを含む)	○ 0.2	ぶどう	1.0
なす	0.1	にんにく	0.01	かき	● 0.01
きゅうり (ガーキンを含む)	0.1	アスパラガス	○ 5	バナナ	○ 3
かぼちゃ (スカッシュを含む)	● 0.2	わけぎ	0.01	キウイ	2.0
すいか	● 0.1	上記以外のゆり科野菜	0.01	パパイヤ	● 0.01
メロン類果実	● 0.1	にんじん	0.5	アボガド	0.5
しょうが	● 0.1	パースニップ	0.01	パイナップル	● 0.05
クロルピリホス		パセリ	0.01	グアバ	● 0.05
農産物名	基準値 ppm	セロリ	0.05	マンゴー	● 0.05
		みつば	0.01	パッションフルーツ	● 0.05
農産物名	基準値 ppm	上記以外のせり科野菜	0.01	なつめやし	● 0.3
		トマト	0.5	上記以外の果実	○ 1
米 (玄米をいう)	0.1	ピーマン	0.5	ひまわりの種子	● 0.25
小麦	○ 0.5	なす	0.2	ごまの種子	● 0.1
大麦	○ 0.2	上記以外のなす科野菜	○ 1	べにばなの種子	● 0.1
ライ麦	● 0.01	きゅうり (ガーキンを含む)	● 0.05	綿実	0.05
とうもろこし	0.1	かぼちゃ (スカッシュを含む)	● 0.05	なたね	● 0.1
そば	● 0.01	しろうり	0.01	上記以外のオイルシード	● 0.1
上記以外の穀類	● 0.75	すいか	● 0.01	ぎんなん	● 0.01
大豆	● 0.3	メロン類果実	● 0.01	くり	● 0.2
小豆類(いんげん, ささげを含む)※	0.1	まくわうり	● 0.01	ペカン	● 0.2
えんどう	● 0.05	上記以外のうり科野菜	0.01	アーモンド	● 0.2
そらまめ	● 0.05	ほうれんそう	0.01	くるみ	● 0.2
らっかせい	● 0.2	オクラ	○ 0.5	上記以外のナッツ類	● 0.2
上記以外の豆類	0.05	しょうが	0.01	茶	○ 10
ばれいしょ	0.05	未成熟えんどう	● 0.01	ホップ	● 0.1
さといも類 (やつがしらを含む)	0.01	未成熟いんげん	0.2	フェンピロキシメート	
かんしょ	0.1	えだまめ	○ 0.3	農産物名	基準値 ppm
やまいも (長いもをいう)	0.01	マッシュルーム	0.05		
こんにゃくいも	0.01	しいたけ	0.01	大豆	0.1
上記以外のいも類	● 0.01	上記以外のきのこ類	0.01	小豆類(いんげん, ささげを含む)※	● 0.05
てんさい	0.05	上記以外の野菜	○ 0.5	えんどう	0.2
さとうきび	0.1	みかん	○ 1	てんさい	● 0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)	● 0.5	なつみかんの果実全体	○ 1	上記以外のきく科野菜	* 0.5
の根	● 0.5	レモン	○ 1	パセリ	* 0.5
だいこん類(ラディッシュを含む)	● 2	オレンジ (ネーブルオレンジを含 む)	○ 1	みつば	* 2.0
かぶ類の根	● 1	グレープフルーツ	○ 1	上記以外のせり科野菜	* 0.5
かぶ類の葉	● 0.3	ライム	○ 1	トマト	0.5
西洋わさび	0.01	上記以外のかんきつ類果実	○ 1	ピーマン	0.5
クレソン	● 0.01	りんご	1.0	なす	0.5
はくさい	1.0	日本なし	0.5	上記以外のなす科野菜	* 0.5
キャベツ	● 0.05	西洋なし	0.5	きゅうり (ガーキンを含む)	0.5
芽キャベツ	1.0	マルメロ	0.5	すいか	1.0
ケール	1.0	びわ	0.5	メロン類果実	1.0
こまつな	● 1	もも	1.0	上記以外のうり科野菜	0.5
きょうな	● 1	ネクタリン	* 1.0	ほうれんそう	● 0.5
カリフラワー	0.05	あんず (アプリコットを含む)	● 0.05	未成熟えんどう	2.0
ブロッコリー	● 1	すもも (ブルーを含む)	1.0	未成熟いんげん	2.0
上記以外のあぶらな科野菜	● 1	うめ	● 0.01	えだまめ	2.0
ごぼう	0.01	おうとう (チェリーを含む)	● 1	上記以外の野菜	● 5
サルシフィー	0.01				

フェニピロキシメート (つづき)		マレイン酸ヒドラジド (つづき)		マレイン酸ヒドラジド (つづき)	
農産物名	基準値 ppm	農産物名	基準値 ppm	農産物名	基準値 ppm
みかん	0.5	キャベツ	◎ 0.2	レモン	◎ 0.2
なつみかんの果実全体	1.0	芽キャベツ	◎ 0.2	オレンジ (ネーブルオレンジを含む)	◎ 15
レモン	1.0	ケール	◎ 0.2	グレープフルーツ	◎ 0.2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む)	1.0	こまつな	◎ 0.2	ライム	◎ 0.2
グレープフルーツ	1.0	きょうな	◎ 0.2	上記以外のかんきつ類果実	40
ライム	1.0	カリフラワー	◎ 0.2	りんご	◎ 0.2
上記以外のかんきつ類果実	1.0	ブロッコリー	◎ 0.2	日本なし	◎ 0.2
りんご	◎ 0.5	上記以外のあぶらな科野菜	◎ 0.2	西洋なし	◎ 0.2
日本なし	1.0	ごぼう	◎ 0.2	マルメロ	◎ 0.2
西洋なし	1.0	サルシフィー	◎ 0.2	びわ	◎ 0.2
びわ	◎ 0.2	アーティチョーク	◎ 0.2	もも	◎ 0.2
もも	◎ 0.1	チコリ	◎ 0.2	ネクタリン	◎ 0.2
ネクタリン	* 1.0	エンダイブ	◎ 0.2	あんず (アプリコットを含む)	◎ 0.2
おうとう (チェリーを含む)	◎ 0.5	しゅんぎく	◎ 0.2	すもも (プルーンを含む)	◎ 0.2
いちご	◎ 0.5	レタス (サラダ菜およびちしゃを含む)	◎ 0.2	うめ	◎ 0.2
上記以外のベリー類果実	1.0	上記以外のさく科野菜	◎ 0.2	おうとう (チェリーを含む)	◎ 0.2
ぶどう	2.0	たまねぎ	20	いちご	◎ 0.2
かき	0.5	ねぎ (リーキを含む)	◎ 0.2	ラズベリー	◎ 0.2
キウイ	◎ 0.1	にんにく	50	ブラックベリー	◎ 0.2
マンゴー	* 1.0	アスパラガス	◎ 10	ブルーベリー	◎ 0.2
上記以外の果実	◎ 0.5	わけぎ	◎ 15	クランベリー	◎ 0.2
綿実	◎ 0.1	上記以外のゆり科野菜	◎ 10	ハックルベリー	◎ 0.2
茶	10	にんじん	○ 30	上記以外のベリー類果実	◎ 0.2
ホップ	15	パースニップ	○ 30	ぶどう	◎ 25
マレイン酸ヒドラジド		バセリ	◎ 0.2	かき	◎ 0.2
農産物名	基準値 ppm	セロリ	◎ 0.2	バナナ	◎ 0.2
		みつば	◎ 0.2	キウイ	◎ 20
大豆	◎ 0.2	上記以外のせり科野菜	◎ 0.2	パパイア	◎ 0.2
		トマト	◎ 0.2	アボガド	◎ 0.2
小豆類(いんげん、ささげを含む)*	◎ 0.2	ピーマン	◎ 0.2	バイナップル	◎ 15
えんどう	◎ 0.2	なす	◎ 0.2	グアバ	◎ 0.2
そらめめ	◎ 0.2	上記以外のなす科野菜	◎ 0.2	マンゴー	◎ 0.2
らっかせい	◎ 0.2	きゅうり (ガーキンを含む)	◎ 0.2	パッションフルーツ	◎ 0.2
上記以外の豆類	◎ 0.2	かぼちゃ (スカッシュを含む)	◎ 0.2	なつめやし	◎ 0.2
ばれいしょ	50	しろうり	◎ 0.2	上記以外の果実	◎ 0.2
さといも類 (やつがしらを含む)	◎ 0.2	すいか	◎ 0.2	ひまわりの種子	◎ 0.2
かんしょ	◎ 10	メロン類果実	◎ 0.2	ごまの種子	◎ 0.2
やまいも (長いものをいう)	◎ 0.2	まくわうり	◎ 0.2	べにばなの種子	◎ 0.2
こんにやくいも	◎ 0.2	上記以外のうり科野菜	◎ 0.2	綿実	◎ 0.2
上記以外のいも類	◎ 0.2	ほうれんそう	25	なたね	◎ 0.2
てんさい	◎ 15	おくら	◎ 0.2	上記以外のオイルシード	◎ 0.2
だいこん類(ラディッシュを含む)	◎ 0.2	しょうが	◎ 0.2	ぎんなん	◎ 0.2
の根	◎ 0.2	未成熟えんどう	◎ 0.2	くり	◎ 0.2
だいこん類(ラディッシュを含む)	◎ 0.2	未成熟いんげん	◎ 0.2	ペカン	◎ 0.2
の葉	◎ 0.2	えだまめ	◎ 0.2	アーモンド	◎ 0.2
かぶ類の根	○ 30	マッシュルーム	◎ 0.2	くるみ	◎ 0.2
かぶ類の葉	◎ 0.2	しいたけ	◎ 0.2	上記以外のナッツ類	◎ 0.2
西洋わさび	◎ 0.2	上記以外のきのこ類	◎ 0.2	茶	◎ 0.2
クレソン	◎ 0.2	上記以外の野菜	○ 30	ホップ	◎ 0.2
はくさい	◎ 0.2	みかん	◎ 35		
		なつみかんの果実全体	40		

※：いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタバア豆、バター豆、ベギア豆、ホワイト豆、ライマ豆およびレンズ豆を含む。○：公布日施行。◎：2004年9月1日施行。＊：マイナー作物対応。

基準値の欄に上記印がないものは、既存の値であり、今回の改正では変更していない。

3 食品中の残留農薬検査結果について

厚生労働省では、地方公共団体において実施されている残留農薬検査結果について、検疫所の検査結果等と併

せて毎年公表している。

2001 (平成 13) 年度の集計結果では、検査の結果としてなんらかの農薬が検出されたものは 2,676 件、総検

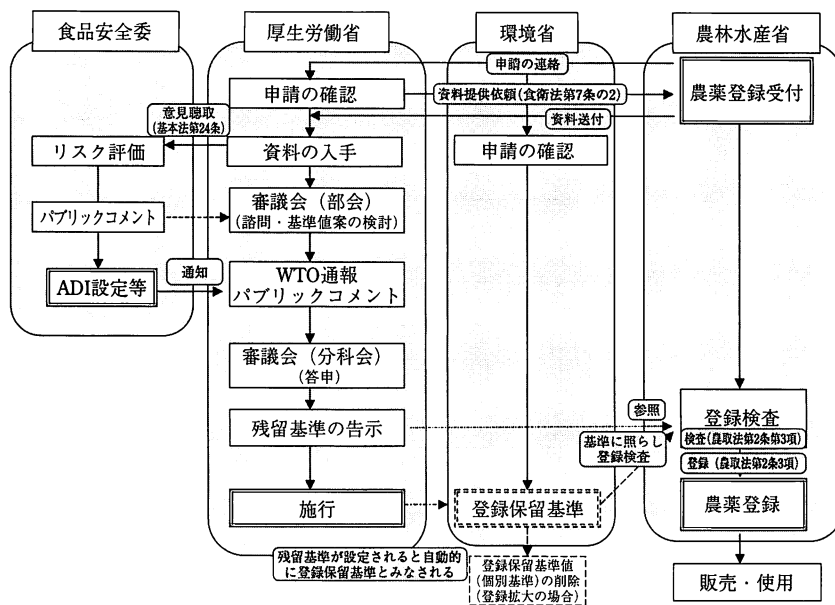


図-1 農薬の登録（新規および登録拡大）と残留基準設定の流れ

査数の0.50%であり、このうち、残留農薬基準が設定されているものが1,431件、検査数の0.62%、設定されていないものが1,245件、検査数の0.41%である。検査対象農産物の国産品・輸入品の別に農薬が検出されたものをみると、国産品が917件、検査数の0.41%、輸入品が1,759件、検査数の0.57%となっている。

さらに、残留農薬基準が設定されているものであって、基準値を超える量の農薬が検出されたものは29件、検査数の0.02%に当たる。検査対象農産物の国産品・輸入品の別にみると、国産品が8件、検査数の0.01%、輸入品が24件、検査数の0.02%となっている。

2002年度の検査結果について本年度中に取りまとめ
て公表する予定である。

4 農薬の一日摂取量調査等について

国民が日常の食事を介してどの程度の農薬を摂取しているかを把握するために、1991年度から残留農薬の一日摂取量調査（国民健康・栄養調査を基礎とするマーケットバスケット調査方式）を実施している。この調査は、実際の食生活における農薬の摂取量を把握するもので、食品の安全性を確保するうえで重要と考えており、2004年度においては、主に暫定基準を設定する農薬を対象に品目を増やして、広く調査を実施することとしている。

また、1997年度からは、加工食品についても残留農薬調査を行い、残留農薬の実態把握等に努めている。

さらに、厚生労働省では、残留農薬基準が策定されていない農薬の農産物への残留実態を把握するため、地方

公共団体や検疫所において実施されている残留農薬検査結果等に基づき、食品残留農薬実態調査も実施している。

II 輸入食品の監視および安全確保について

1 輸入食品の手続きについて

我が国では食品の輸入を行う場合、全国の空港もしくは海港に貨物が到着する。各港に到着した食品は、農産物の場合、必要に応じ農林水産省植物防疫所での手続きを経て厚生労働省が所管する検疫所での手続きを行うこととなる。

現在、食品の輸入手続きを行う厚生労働省検疫所の窓口は、全国 31 か所の海空港に設置されている。また、試験検査については、横浜および神戸に輸入食品・検疫検査センターを設置し、残留農薬、動物用医薬品および遺伝子組換え食品等の高度な検査を集中的に行っている。2003 年度においては、計 283 名の食品衛生監視員を検疫所に配置し、食品の輸入届出書の受理、審査および検査等を行っている。

輸入者は、食品を輸入する場合、貨物を通関しようとする港を担当所管する検疫所において食品衛生法第27条に基づき「食品等輸入届出書」（以下「届出書」という）を提出する。届出書を受理した検疫所では、その内容を審査し、検査の必要なものについては輸入者に対し検査が必要である旨連絡し、手続きを行う。審査の結果、検査の必要がないと判断された食品については、税関で

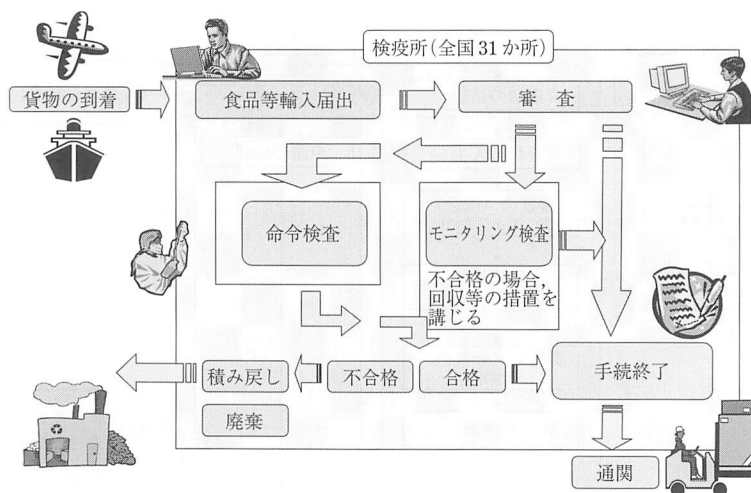


図-2 輸入食品等検査手続きの流れ

の輸入通関手続を行った後、国内で販売・流通することとなる（図-2）。

2 検査制度

審査の結果、検査が必要となった食品については、下記に示す二つの検査を中心に行うこととなる。

（1）命令検査

命令検査は、輸出国の事情、食品の特性、同種食品の過去の違反事例等から、法違反の蓋然性が高いと判断される食品等について、厚生労働大臣の命令により、輸入者自らの負担により登録検査機関において実施される検査である。輸入者は検査の結果が判明し、適法と判断されるまで輸入手続を進めることができず、貨物に留め置かれる。

（2）モニタリング検査

モニタリング検査は、多種多様な輸入食品の衛生上の状況を把握するために行うものであり、食品の種類ごとに違反率、輸入件数、輸入重量、違反内容の健康に及ぼす影響の程度等を勘案して検査件数および検査項目を定めた年間計画に基づき、検疫所の食品衛生監視員が行う検査である。輸入者は検査結果の判定を待たず、輸入手続を進めることができる。

また、モニタリング検査以外の行政検査として、日本に初めて輸入される食品、輸送途中で事故が発生した食品、その他法違反食品等の確認などのために食品衛生監視員が必要と認める場合に行う検査がある。

さらに書類審査および行政検査の結果、輸入者としての食品衛生確保義務の観点から、輸入者に対し必要な検査項目について確認試験を行うよう指導する場合がある。

上記検査の結果、法に適合しないと判断された食品については、廃棄もしくは積み戻し、または食用外に転用するよう輸入者を指導する。またモニタリング検査を行った貨物は、既に国内流通している場合もあり、その場合は、輸入者に対し製品の回収を指示するとともに、輸入者を所管する各都道府県等にも監視を依頼し、適正な処理がなされるよう監視指導を行っている。

なお、残留農薬や残留動物用医薬品について、同一の輸出国や同一の製造者または加工者からの同一の輸入食品等についてモニタリング検査等を行った結果、2回以上法違反が発見された場合は、法違反の蓋然性が高いと判断し、検査命令を発動することとしている。

3 食品衛生法の一部改正について

輸入食品については、これまで述べたような輸入時の審査および検査によって安全性が確認されているところであるが、一昨年（2002年）の中国産冷凍ホウレンソウの残留農薬問題等により、輸入食品に対する国民の関心はますます高まるとともに、食に関する安全・安心が問われているところである。しかし、これまで違反を繰り返す食品の輸入を禁止するような規定がなかったことから、2002年、法の一部改正を行い、これらの食品について検査を要せず輸入を禁止できる「包括的輸入禁止規定」を創設し、導入した。

また、昨年の食品衛生法の一部改正により、検査命令の検査対象食品等について、これまでの政令指定を廃止し、より機動的に検査を実施できることとした。

さらに食品衛生監視指導の実施に関し、国および都道府県等における監視指導の重点等を示した指針が定められ、この指針に基づき、輸入食品については国が「輸入

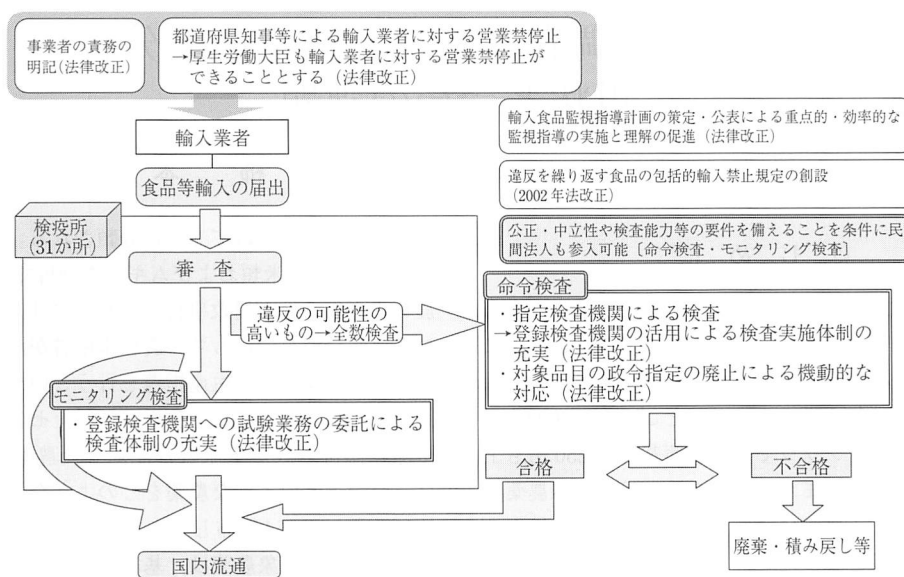


図-3 輸入食品の監視体制の強化（輸入時検査手続きの流れ）

食品監視指導計画」を策定することとなった。2004（平成16）年度輸入食品監視指導計画においては、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進することを目的とし、検疫所が行うモニタリング検査等の実施を含め、厚生労働本省が行う輸出国における衛生対策の推進等についても具体的な内容を明記している。この輸入食品監視指導計画策定に当たっては、意見交換会の開催や厚生労働省のホームページへの掲載や、広く国民の意見を求めるなど、情報公開および意見の交換（リスクコミュニケーション）を図ったところである。

このほか、同改正においては、食品事業者の責務を明確化し、記録の保存等の努力規定を定めるとともに、従来、都道府県知事等のみが行うことができた輸入業者に対する営業の禁止処分を厚生労働大臣もできることとしたほか、検査命令を実施する指定検査機関に関しては、

公正・中立性等の一定の条件を満たす民間法人も参入可能な登録制度に改め、モニタリング検査の試験事務を登録検査機関へ委託できる体制の整備を行うなど、検査体制の充実および強化を図ったところである（図-3）。

おわりに

これまで述べたように、農薬の分野における現在の施策としては、2006年のポジティブリスト制の導入に向けた整備が大きな柱である。また、輸入食品の安全確保については、残留農薬も含め、モニタリング検査の強化および充実等を図っているところである。

今後とも厚生労働省ホームページでの情報提供やパブリックコメントの募集等を通して、よりよい安全確保体制の構築に努めていく。

発行図書

農薬散布技術

同書編集委員会 編 A5判 本文 310 頁
定価 3,150 円税込み（本体 3,000 円） 送料 310 円

農薬の散布技術に関する基礎的、共通的、作物別、施設内、航空機を利用した場合等での実際的な処理方法を解説したガイドブックです。最新技術については項目別に解説を付記し、巻末には名簿・索引も収録されており、農業大学校・農業高校の参考書としても利用できます。

お申し込みは直接当協会へ、前金（現金書留・郵便振替）で申し込むか、お近くの書店でお取り寄せ下さい。
社団法人 日本植物防疫協会 出版情報グループ 〒170-8484 東京都豊島区駒込 1-43-11
郵便振替口座 00110-7-177867 TEL (03) 3944-1561 (代) FAX (03) 3944-2103 メール: order@jppa.or.jp